



2018年 12月10日
第67号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集 情宣部

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



申1号

「第23回地本大会の発言に基づく申し入れ」交渉行おう！③

3、 過半数代表者を選出している職場において安全衛生委員が会社に対して熱中症対策を求めたところ、管理者より「意見を聴取する場ではない」との発言があったことから、労働安全衛生法等に基づきその趣旨を現場指導するとともに、労働者側の委員からは「労働者が健康維持しながら安心して働ける職場環境づくり」の為に広く意見聴取をおこなうこと。また過半数代表者への不当な取り扱いをやめること。過半数代表者の選出にあたっては公正かつ厳格に執り行い労働者が納得できるよう得票数を明らかにすること。

回答) 関係法令に則り、取り扱っている。

■安全衛生委員として「労働者の安全と健康について」意見することは問題ない！

会社) 「意見を聴取する場ではない」と言ったということは事実として確認できない。

安全衛生委員が熱中症対策について議論することは何ら問題ない。

過半数代表者の役割を説明したときに門前払いと受け取られたかもしれない。



■過半数代表者になったことで不利益扱い・不当な扱いはない！

組合) 過半数代表者になったことで不利益扱い・不当な扱いはないということを確認できるか。

会社) 全くない。

■過半数代表者の選出について

組合) 現場長の前で投票させていたり、投票所の様な仕切りもないので投票者は委縮する。

また、得票数が開示されないため不正と受け取られる。

会社) 過半数代表者の選出については明確な投票方法はないが、厳正に取扱い、

社員に前広に投票してもらうため様々な工夫を行ってきた。

投票しにくいという意見については次回に活かしていく。

得票数について、過半数代表者（過半数以上の票を獲得した者）の得票数は掲示する。

候補者によって得票数に差がある場合は候補者に配慮が必要であるが、立候補者本人から開示の要求があれば、本人に教えることはできる。

さらに、全候補者から開示要求があれば得票数を掲示することは差し支えない。

確認

安全衛生委員が「労働者の安全と健康について」意見することは問題ない。

職場の過半数代表者になったことで不利益扱いや不当な扱いはない。

過半数代表者の選出についての課題は、次回に活かしていく。

投票結果については、全候補者から開示要求があれば示すことができる。